

人間ドック健診実施機関の選定について

- 円滑な人間ドック健診の開始及び契約実施機関の質の確保の観点から現行の生活習慣病予防健診実施機関のうち、以下の条件を満たす機関を対象に公募を行います。

- (1)当該健診機関が健診団体連絡協議会(健団協)において取りまとめられた「適切な健保連人間ドック健診に望まれる要件」について、協会けんぽが指定する団体から認定等を受けていること。
- (2)人間ドック健診を受診した特定保健指導該当者に対し、特定保健指導の初回面談を健診当日に実施し、かつその継続的支援及び実績評価まで実施できる体制を有していること。

- なお、当該認定等の取得に向けて、新規に申請を行う健診機関については、各団体での認定等に一定の期間を要することから、加入者の受診機会の確保を鑑み、当面の間、当該認定等に係る申請書を団体に提出していることを書面等で協会けんぽ支部に提出することにより、認定等の取得に代えることができることとします。
- 認定にあたり協会けんぽが指定する団体は以下のとおりです。各団体が実施する機能評価等の認定については、いずれも認定項目に「適切な健保連人間ドック健診に望まれる要件」を含んでおりますが、その他の事項や申請に係る手続き、費用等については、各団体により異なります。詳細については、申請を希望する団体にお問い合わせください。

団体名称	機能評価等名称	担当部署等	連絡先	URL
日本人間ドック・予防医療学会、 日本病院会	健診施設機能評価	健診施設機能評価 事務局	● kinouhyouka@ningen-dock.jp ● 03-3265-0088	https://www.kinouhyouka.jp/portal/top/
日本総合健診医学会	優良総合健診施設	優良認定専用窓口	● jissa@jmhts.org ● 03-5413-4400	https://jhep.jp/jhep/sisetu/nst01.jsp
全日本病院協会	健康保険組合連合会・ UAゼンセン人間ドック認定	人間ドック担当者	● ningendock@ajha.or.jp ● 03-5283-7441	https://www.ajha.or.jp/hms/medicalcheckup/
全国労働衛生団体連合会	労働衛生サービス機能評価	機能評価事務局	● kinou@zeneiren.or.jp ● 03-5442-5934	https://www.zeneiren.or.jp/service/

※健診団体連絡協議会構成団体のほか、全国労働衛生団体連合会も対象となります。

(参考) 健診団体連絡協議会「適切な健保連人間ドック健診に望まれる要件」(2019.8公開)

大項目	要件	備考
1. 検査項目	健団協の提示する基本検査項目を適切に実施すること。 医師による診察(胸部聴診、頸部・腹部触診など)を漏れなく行うこと。	
2. 検査の精度管理	①臨床検査部門 a. 人員:熟練した要員を有すること。 b. 設備:基本検査項目を十分実施し得る部屋・機器を有すること。 c. 手順(マニュアル):点検・トラブル対応も含むこと。 d. 内部精度管理と外部精度管理サーベイの実施。(*1) e. 具体的な改善と精度保障のしくみを有すること。(*2) ②画像診断部門 a. 人員:熟練した要員を有すること。 b. 設備:基本検査項目を十分実施し得る部屋・機器を有すること。 c. 手順(マニュアル):点検・トラブル対応も含むこと。 d. 具体的な改善と精度保障のしくみを有すること。(*2)	*1 外部精度管理は、年間に複数回のサーベイを複数機関から定期的に受けることが望ましい *2 精度管理委員会などを設置して是正方法を検討し、年間複数回の定期的サーベイの結果を確認するなど。
3. 読影・判定	①X線画像の読影・判定 a. 専門的知識を有する医師が読影・判定を行うこと。 b. 医師のダブルチェック体制があること。 ②腹部超音波検査の読影・判定 a. 専門的知識を有する医師が読影・判定を行うこと。 ③心電図の判定 a. 専門的知識を有する医師が判定を行うこと。 ④眼底写真の判定 a. 眼科医または専門的知識を有する医師が判定を行うこと。 ⑤マンモグラフィ検査・乳腺超音波検査の読影・判定 a. 専門的知識を有する医師が読影・判定を行うこと。 b. マンモグラフィ検査は医師のダブルチェック体制があること。 ⑥病理細胞診は専門医とスクリーナーの有資格者が実施すること。(*3) ⑦施設内で判定基準が明確であること。 ⑧読影の記録を残すこと。健診時や読影・判定時に過去の結果が参照できること。	※①~⑤の「専門的知識を有する医師」とは各科専門医を含む。 *3 専門医とは、日本病理学会認定病理専門医を指す。病理細胞診を外注している場合は、委託先より専門医であることを示す書類を取り寄せて確認していること。
4. 結果説明	原則健診当日に、医師による結果説明を実施すること。	

大項目	要件	備考
5. 保健指導	人間ドック健診結果に基づき保健指導を実施する体制があること。 ※ここで言う保健指導は、特定保健指導に限らず、人間ドック健診受診者に対する生活習慣改善や健康増進のための指導、受診勧奨などを指す。 ※保健指導の実施者は医療職とし、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)」に準ずること。(*4)	*4 国が定める特定保健指導実施者 ①初回面接、行動目標・支援計画の作成、保健指導の評価の実施者:医師、保健師、管理栄養士、一定の保健指導の実務経験のある看護師 ②上記①以外の特定保健指導の実施者(継続支援等):医師、保健師、管理栄養士、その他栄養指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者(例:健康運動指導士、THP指針に基づく運動指導・産業栄養指導・産業保健指導の担当者など)
6. 健診後のフォローアップ	①健診後のフォローアップの仕組み a. 原則として、以下の手順に関するマニュアルが整備されていること。 ・健診後の問い合わせへの対応 ・フォローアップのための適切なアドバイスの実施 ・フォローアップの記録を残すことなど b. 他医療機関との連携を行う医療連携室(またはそれに該当する仕組み)があること。 ②主に悪性疾患に関する検査におけるフォローアップ a. 要精検者に対する受け入れ体制(または他医療機関への紹介体制)があること。 b. 原則として、「精検指示率」と「精検受診率」を把握できること。(*5) ③血圧・糖尿病関連・脂質関連の検査におけるフォローアップ a. 要治療指示者に対して受け入れ体制(または他医療機関への紹介体制)があること。 b. 生活習慣の改善を指導し、再検査や経過観察を指示する仕組みがあること。 c. 上記 a・b の状況の把握に努めること	*5 参考 厚生労働省が示す精検指示率(要精検率)の許容値 胃がん:11.0%以下 肺がん:3.0%以下 大腸がん:7.0%以下 乳がん:11.0%以下(参考値) 子宮がん:1.4%以下 出典「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(厚生労働省設置がん検診事業の評価に関する委員会)
7. 結果表・結果の管理	①管理に必要な人員を確保していること。 ②管理に必要な機器を整備し、安全を確保していること。 ③管理の業務手順が明確であること。 ④管理業務を改善する仕組みがあること。 ⑤健診結果は最低5年保管すること。 ⑥健診結果を経年比較できるシステム(仕組み)があること。 ⑦電子化への対応を図っていること。(*6)	*6 保険者が希望した場合、特定健診項目部分を国の定める電子的様式(XMLデータ)で提供できることが必要。

大項目	要件	備考
8. スタッフ	①医師 a. 常勤を含む適切な人数が従事すること。 b. 健診を管理する責任医師が明確であること。 c. 人間ドックの経験と知識を有する医師が従事していることが望ましい。 ②臨床検査技師・診療放射線技師 a. 適切な人数が従事すること。 b. 超音波検査士などの資格認定を取得していることが望ましい。 ③保健師・看護師(准看護師)・管理栄養士 a. 適切な人数が従事すること。 ④事務職員 a. 適切な人数が従事すること。 ⑤健診に関する教育体制があること。	※①~④の「適切な人数」とは、施設の規模や機能に見合った人材が確保されていることを求める。
9. 個人情報管理	①個人情報の保護に関する法令・ガイドラインが遵守されていること。 ②「個人情報保護方針」「個人情報の取り扱い規定」が作成されていること。 ③「情報システム管理マニュアル」があること。 ④データ、健診カルテ等の保管場所のアクセス管理(施錠・パスワード等)を行っていること。 ⑤廃棄を適切に行っていること。	
10. 安全管理	①安全確保のための方針・手順・体制が明確であること。 ②医療事故発生時の対応手順を明文化し、周知していること。 ③感染防止対策のマニュアルを整備し、隔離方法を確立するなど活用していること。 ④停電時の対応体制などの防災マニュアルがあること。	
11. 受診環境	診療と健診のスペースが区別されるよう、空間的・時間的な配慮や工夫をしていることが望ましい。	